

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件

北海道国民年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付はすべて亡夫(申立人)が行っていたので具体的な状況は不明であるが、当時、夫は食品加工業を営業しており、税金の申告も青色申告するなど性格的にきちんとしている人だったので、未納期間があることは考えられない。必ず納付しているはずである。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月ごろに国民年金の加入手続をし、保険料は現年度納付してきたところ、資格取得時の44年4月から48年3月までの国民年金保険料を50年12月に特例納付し、48年4月から同年9月までの国民年金保険料を50年12月に過年度分として納付していることが社会保険事務所の保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により確認できる。

また、申立期間直前の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、その時点では時効により過年度納付できず、当該6か月間の保険料については、特例納付の保険料相当額と過年度納付の保険料との差額分の追加納付が行われている記録があることから、社会保険事務所において、同時期に行われた第2回特例納付として取り扱われた可能性が考えられ、かつ、当該期間について、過年度納付及び特例納付ができないにもかかわらず納付処理が行われている。一方、申立期間の国民年金保険料は昭和50年12月時点において時効到来前で過年度納付が可能であり、その一部は特例納付の保険料額より安価な保険料額であったことを踏まえると、申立期間の保険料についても50年12月に併せて

納付が行われていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間が6か月と短期間である上、申立人及びその妻は申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付済みであり、申立人の国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付はすべて亡夫が行っており、具体的な状況は不明であるが、当時、夫は食品加工業を営業しており、税金の申告も青色申告するなど性格的にきちんとしている人だったので、未納期間があることは考えられない。必ず納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月ごろに国民年金の加入手続をし、保険料は現年度納付してきたところ、資格取得時の44年4月から48年3月までの国民年金保険料を50年12月に特例納付し、48年4月から同年9月までの国民年金保険料を50年12月に過年度分として納付していることが社会保険事務所の保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により確認できる。

また、申立期間直前の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、その時点では時効により過年度納付できず、当該6か月間の保険料については、特例納付の保険料相当額と過年度納付の保険料との差額分の追加納付が行われている記録があることから、社会保険事務所において、同時期に行われた第2回特例納付として取り扱われた可能性が考えられ、かつ、当該期間について、過年度納付及び特例納付ができないにもかかわらず納付処理が行われている。一方、申立期間の国民年金保険料は昭和50年12月時点において時効到来前で過年度納付が可能であり、その一部は特例納付の保険料額より安価な保険料額であったことを踏まえると、申立期間の保険料についても50年12月に併せて納付が行われていたものとするのが自然である。

さらに、申立期間が6か月と短期間である上、申立人及びその夫は申立期間

を除きすべて国民年金保険料を納付済みであり、申立人の国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から42年3月まで

A市役所B区出張所において、婚姻届と同時に国民年金の加入手続を行った。その時に同出張所の窓口で、「国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納付できる。」と言われ、その場で保険料を納付した。所持していた2万円のうち、1万円を払って釣り銭をもらったことを記憶している。

また、昭和42年秋ごろ集金人に、さらに45年にA市役所の窓口で、国民年金保険料の納付開始年月日を確認したところ、39年8月から国民年金保険料を納付しているとの説明を受けている。

申立期間について、国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、申立人自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとするその妻と共に国民年金保険料をすべて納付している上、納付年月日が確認できる期間については、納付期限内に納付しているほか、夫婦共に昭和57年度からは口座振替で納付し、平成元年度からそれぞれ満60歳に達するまでは前納納付していること、及び数回にわたり区役所等で国民年金保険料の納付開始時期を確認したとしていることなどから、申立人の国民年金に対する保険料納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人は、国民年金に加入した動機について、「市役所の出張所で婚姻届と同時に国民年金の加入手続を行った理由は、妻は既に国民年金に加入していたが、自分は加入していなかったためである。」と、加入の動機を明確に記憶しているとともに、その妻は、昭和39年10月から国民年金に加入していること、及び同出張所は当時実在していることが確認できることから、申立人の供述に不自然さはみられない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の資格取得年月日は、制度上、満20歳に達した昭和36年*月*日であるが、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得欄に39年8月10日と記載されていること、及び社会保険庁の被保険者記録においても国民年金取得年月日は39年8月10日とされていることから、「市役所の出張所窓口で^{さかのぼ}遡って納付できると言われたので、その場で保険料を納付した。」との申立人の供述には^{しんぴょうせい}信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和52年10月から同年12月まで
申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）は、夫が生活費を入れてくれなかったため、私が働いてA県B郡C町（現在は、D市E区）の郵便局で納付した。
申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）が未納となっていることは納得できないので、納付したことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月11日に国民年金に任意加入して以降、申立期間以外の保険料については、申請免除期間21か月を除きすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

また、昭和51年5月から61年3月までは、定額保険料に加え付加年金に加入し、申立期間を除きその保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料に対する納付意識は高かったと推認でき、申立期間の保険料（付加保険料を含む）のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立期間の記録は、いったん~~納~~（附）とされているが、その記録は二重線で抹消されている。この経過について社会保険事務所では抹消の理由は不明とし、関係書類も無いことから、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を未納とする事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から41年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

A県の勤務先を退職しB町に帰郷し、実家が経営するC社に勤務した。国民年金の加入手続及び保険料の納付は私の父親が行っており、B町役場の集金人に何か月かまとめて納付していたことを記憶している。

家業を継ぐために帰郷した私の将来を思い加入したものを未納付にすることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料の納付に全く関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は既に他界しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年8月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①のうち38年11月から39年6月までの保険料は時効により納付できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①のうち昭和39年7月以降の保険料については、払出時点で過年度納付が可能であったが、38年12月から39年4月までの間に申立人の両親と連番で国民年金手帳記号番号が付番されたことが確認できる申立人の姉（二女）は、36年4月から38年3月までの期間についての保

険料は未納であるなどの状況から、申立人の過年度保険料を申立人の父親が^{さかのぼ}遡って納付したと推認することはできない。

- 2 申立期間②については12か月と短期間であり、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年度以降、厚生年金保険に加入した44年8月まで、申立期間②を除きすべて当該年度内に保険料を納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は、申立期間②について保険料を完納しており、申立人の保険料のみが納付されなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から45年2月まで

昭和41年6月、私が20歳の時に父がA市役所において、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、父が、父、母、姉及び妹の保険料と一緒に納付した。

社会保険事務所に国民年金の加入状況について照会したところ、申立期間について、私だけ未加入となっており、保険料が納付されていないとの回答であった。

自分と同じく、家業の農業を手伝い、一緒に住んでいた姉や妹は、いずれも20歳の時に父が加入手続を行い、結婚するまで保険料を納付しており、父が私だけ国民年金の加入手続を行わなかったとは考え難い。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時、その父がA市役所において国民年金の加入手続を行ったとしているところ、その姉及び妹は、いずれも20歳になると同時に国民年金に加入している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、その父が、父、母、姉及び妹の家族4人の保険料と一緒にまとめて納付していたとしているところ、申立人と同じく、家業の農業を手伝っていたとされる姉及び妹は、いずれも結婚し実家を離れるまで保険料の未納が無い上、姉及び妹は、それぞれの保険料を親が納付していたと証言しており、申立人の記憶と一致している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとされるその父及び母は、昭和36年4月、国民年金制度の発足と同時に国民年金に加入しており、保険料の未納が無く、父の納付意識は高かったものと認められ、父が申立人のみ、国民年金

の加入手続を行わず、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、管轄の社会保険事務所では申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を保管しておらず、国民年金手帳記号番号の管理を適切に行っていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

昭和37年4月、夫がA町役場（現在は、B市役所）において、夫と私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫が夫婦の保険料をまとめて一緒に納付していた。

その後、昭和39年9月末にA町（現在は、B市）からC市に転居したが、転居先のC市では、国民年金の加入手続を行っておらず、保険料を納付していない。

社会保険事務所に国民年金の加入状況について照会したところ、最初の国民年金の加入手続は、転居先のC市で行ったことになっており、A町における国民年金の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入時期及び経緯について、整備されて間もない町営住宅に入居した際、同じ町営住宅の入居者から国民年金の加入を勧められたとしており、国民年金に加入した時の状況を明確に記憶している。

また、B市の資料から、申立人が国民年金に加入したとする時期に、申立人が当時住んでいたとする町営住宅が整備されていることが確認できる上、申立人が国民年金の加入を勧められたとして名前を挙げた入居者と同姓の者が、申立期間当時、同町営住宅に入居していたことが確認できる。

さらに、申立人が国民年金の加入を勧められたとして名前を挙げた町民について、現在、B市に居住している同姓の市民に照会したところ、この同姓の市民は、申立期間当時、申立人が入居していたとする町営住宅に入居していたと

している上、当時、この市民の夫がA町役場に勤務していたため、夫が申立人夫婦に国民年金の加入を勧めた可能性があると言証している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、当時、保険料額は月額100円であったとし、また、国民年金手帳の12個のマス目に領収印を押してもらっていた記憶があるとしているところ、申立人が主張する保険料額及び保険料の領収方法は、当時の取扱いと一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年3月まで

昭和52年6月から毎月、夫から渡された生活費を家計簿で管理していた。家計簿に記載した国民年金保険料は、自分の保険料なので納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が家計簿として提出したノートには、申立人が申立期間当時納付したとする国民年金保険料の金額が記載されており、昭和52年度分の保険料は、昭和52年11月及び同年12月の2回で分割納付し、53年度及び54年度分の保険料は、それぞれ52年11月及び53年12月に一括納付したものとみられ、その額は申立期間の国民年金保険料額と一致しており、そのほかの家計に係る収支の記載内容及び紙質^{ひょう}などの外見等から見て、当該家計簿は、保険料の納付を裏付ける資料として信憑性が高いものであると認められる。

また、A市が保有する申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄のうち、昭和51年度欄、52年度欄及び55年度欄には、申立人の国民年金保険料の納付に関する事蹟が記載されており、申立人の国民年金の納付意識がうかがわれることから、申立期間当時、申立人が保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの期間及び52年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から50年3月まで
② 昭和52年11月

国民年金は、私が20歳になった時、両親が加入手続をしてくれた。会社を退職した時は、住所変更とともに国民年金の手続をした記憶がある。年金は絶対払わなければならないという気持ちが常にあった。また、国民年金に加入している時期は、常にアルバイト等をしており、経済的に問題は無かった。申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月から国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、国民年金の納付意識は高かったものと認められる。

また、昭和49年4月から同年6月までの期間については、国民年金保険料を還付されているが、申立期間①に係る同年6月は、申立人は国民年金被保険者期間であり、誤った還付手続が行われたことが認められる。

さらに、申立期間①及び②については、申立人は納付書を持って金融機関で納付したことを鮮明に記憶しており、それぞれ10か月及び1か月と短期間であることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和53年1月31日であるとの回答をもらった。

A社には昭和49年10月から平成2年12月まで勤務しており、申立期間における厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書の写し、申立人のA社における厚生年金保険から国民年金へ切り替えた理由に関する供述及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は、昭和50年6月1日から53年1月31日までの31か月であるところ、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書の写しにより、32か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和52年

12月の社会保険事務所の記録及び53年1月の給与明細書の控除保険料額から、32万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和59年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主が資格喪失日を53年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C営業所における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年6月1日まで
② 平成4年10月31日から同年11月1日まで

昭和32年にD社B支店（現在は、E社）の職員となり、C営業所に40年まで継続して勤務していたが、申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立期間②については、F社に平成4年11月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年10月31日となっている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がD社B支店のC営業所（適用事業所の名称は、A社B支店C営業所）に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、D社B支店のG事業所、H営業所、I営業所、J営業所、K営業所及びL営業所の6事業所は、昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、D社B支店における被保険者56人が同日に資格を喪失し、そのうち申立人を含む6人を除く50人はこれら6事業所において同日に資格を取得していることが確認でき

る（申立人を含む6人は、昭和33年6月1日にA社B支店C営業所において被保険者資格を取得）ことから、D社B支店における厚生年金保険の適用については、同日に同支店一括適用から各事業所における適用となったものと推認できる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店C営業所における昭和33年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社B支店C営業所は、申立期間①において適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は法人事業所であり、同僚の供述により、申立期間①において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が保存されておらず不明としているが、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②にF社に勤務していたことは認められるが、社会保険庁の記録によると、当該事業所は平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、F社は平成14年12月3日に解散している上、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人を含む従業員7人全員が平成4年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当時の従業員7人のうち連絡が取れた二人からは、申立期間②に給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑦の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月16日から41年5月1日まで
② 昭和41年12月11日から42年4月24日まで
③ 昭和42年11月18日から43年4月11日まで
④ 昭和43年12月14日から44年4月15日まで
⑤ 昭和45年1月22日から同年4月1日まで
⑥ 昭和46年1月29日から同年4月1日まで
⑦ 昭和48年5月4日から同年10月1日まで
⑧ 平成15年7月21日から16年3月31日まで

申立期間①から⑥までは、昭和40年6月17日にB社（昭和44年4月からはC社）に入社して以来、冬期間も継続して勤務していた。

申立期間⑦は、C社がA社に合併されたが、途中で退職することなく継続して勤務していた。

申立期間⑧は、D社の代表取締役として平成16年3月まで勤務し、同年2月分までの厚生年金保険料を社会保険事務所に納付した。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦について、i) 商業登記簿謄本及び社会保険事務所の記録に

よると、C社は、昭和48年5月4日にA社との合併に伴い解散し、同日に社会保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できること、ii) 商業登記簿謄本の記載内容から、C社とA社の事業主及び所在地は同一であることが確認できる上、申立人及び複数の同僚が、合併の前後において従事していた業務、待遇、勤務形態等に変化は無く、継続して給与の支払いがあった旨の供述をしていること、iii) 社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している申立人を含む11人全員について、同年10月に定時決定の処理が記録されていたが、当該記録がその後に取り消されている上、健康保険証の返納日が同年10月31日となっていることが確認できることから、当時、申立人はC社とA社との合併に伴い一時的に退職することなく継続して勤務し、A社から給与の支給を受け、かつ、厚生年金保険料等を控除されていたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録では、C社が適用事業所に該当しなくなった後の記録（定時決定、証返納）が確認できるが、i) これは両事業所の事業主及び所在地が同一であるため、C社に係る社会保険事務所からの納入告知書がA社に届いていたものと推察できること、ii) 申立人は昭和48年10月までC社における健康保険証を返却していなかったこと、iii) C社は申立期間⑦には実在しないことから、申立人はA社において被保険者として厚生年金保険料を控除されたが、C社における被保険者記録とされたものとするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑦に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑦に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年10月の社会保険事務所の記録及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている同年10月1日の記録により、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和48年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本によると当該事業所の法人としての登記は47年11月11日であること、社会保険事務所の記録により申立人と同様に、C社が適用事業所に該当しなくなった48年5月4日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人を含む11人全員について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に同年10月に定時決定の処理がなされた記録がある上、そのうちの10人が同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることから、A社は申立期間⑦において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、当該事業所が昭和 53 年 4 月 26 日に厚生年金保険の事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、申立期間⑦において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る 48 年 5 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①から⑥までについて、事業所名は不明であるが、申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できるところ、当該期間については、いずれの年度も春季に雇用保険に加入し、秋季に離職している記録となっている上、この記録は申立人に係る B 社における社会保険事務所の厚生年金保険の加入期間の記録ともほぼ一致していることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和 48 年 5 月 4 日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①から⑥までの勤務実態や厚生年金保険の適用状況について関係資料及び供述を得ることができない上、申立人を記憶しているとする同僚は「当時、冬期間は仕事が無かった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当時、当該事業所において、申立人と同様に冬期間に厚生年金保険の加入記録が無く、毎年、春と秋に被保険者資格の得喪を繰り返している同僚が 3 人確認できる上、当該同僚のうち連絡の取れた一人は、「夏期間の季節雇用であり、冬期間は失業保険をもらっており、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、B 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、健康保険被保険者証を返納し、健康保険任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる上、前述の同僚 3 人も厚生年金保険の加入記録が無い冬期間について、健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

その上、申立期間①から⑥までについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間⑧について、商業登記簿謄本によると、申立人は当該期間において D 社の代表取締役であったことが確認できるものの、当時の資料が保存されておらず、申立人の勤務実態等について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、社会保険庁の記録によると、D社は平成15年7月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間⑧は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、平成15年7月時点で当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある従業員3人は、申立人と同様に同年7月21日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失しており、当該資格喪失処理は同年8月7日に行われていることが確認できる上、当該従業員3人はいずれも連絡先不明等により申立期間⑧当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることはできない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人は当該事業所における社会保険関係事務についてはすべて担当従業員に任せていたとしており、厚生年金保険料の控除等に関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥まで及び⑧に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 6 日から 31 年 2 月 6 日まで
② 昭和 31 年 2 月 6 日から同年 5 月 21 日まで
③ 昭和 31 年 8 月 10 日から同年 11 月 11 日まで
④ 昭和 31 年 12 月 3 日から 32 年 9 月 25 日まで
⑤ 昭和 32 年 9 月 25 日から 34 年 12 月 11 日まで
⑥ 昭和 35 年 3 月 21 日から同年 6 月 22 日まで
⑦ 昭和 35 年 6 月 22 日から 39 年 4 月 1 日まで
⑧ 昭和 39 年 5 月 11 日から同年 6 月 14 日まで
⑨ 昭和 39 年 9 月 1 日から同年 10 月 22 日まで
⑩ 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 1 月 29 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。私は脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 5 か月後の昭和 43 年 5 月 10 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理されておらず旧姓のままであるとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は昭和 57 年 12 月 10 日に変更処理がなされていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたと考えられるが、申立人は 41 年 2 月 5 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難

い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月16日から同年9月1日まで

昭和48年8月16日A社に入社し、申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていた。当該事業所発行の入社証明書及びお詫び状などの書類もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している経歴書により、申立人は、昭和48年8月16日に同社に入社し、申立期間に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「社内調査の結果、申立人は昭和48年8月16日に入社したことが確認でき、申立期間における厚生年金保険加入記録の欠落は、当社が申立人に係る被保険者資格取得届の日付を誤って社会保険事務所に届け出たことが原因で生じたものである。また、厚生年金保険料の控除については、当社の社員は、全員、入社と同時に厚生年金保険に加入させており、保険料は当月控除であることから、申立人のみ保険料を控除していないとは考えられない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所の記録により、昭和48年8月16日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者に照会したところ、複数の者が、「当該事業所に試用期間は無く、入社と同時に

厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と述べているとともに、申立人と一緒に前勤務先であるB社を退職し、翌日の48年8月16日からA社に勤務したとする同僚は、社会保険事務所の記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日になっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得日を誤って届け出たため納付していないとしており、当該事業所が提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しによると、申立人の資格取得日を昭和48年9月1日と届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格喪失日に係る記録を昭和53年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月31日から53年1月1日まで
申立期間については、給与明細書により、厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社に係る給与明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、申立人のA社における同僚の供述及び給与明細書の支給内容から判断すると、申立期間についても雇用関係が継続していたものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び申立人に係るA社における昭和52年11月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを52年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月13日から同年8月13日まで

昭和41年8月1日付けで、A社C営業所から同社本社へ異動したが、厚生年金保険被保険者記録では、同年7月13日付け同社C営業所資格喪失、同年8月13日付け同社本社資格取得となっている。

同社には継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社が提出した申立人の在籍期間証明書及び人事管理システムから打ち出した在籍記録、申立人が提出した辞令、同社本社の供述、並びに雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年8月13日にA社C営業所から同社本社に赴任)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C営業所における昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 1024

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から60年3月まで

昭和48年6月に会社を退職後、同年10月ごろA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、毎年、納付書が区役所から送付され、私か元妻が銀行で1年分を前納していた。申立期間については、間違いなく国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付状況について記憶があいまいな上、申立人の元妻は離婚後の連絡先が不明で証言を得ることができないため、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年1月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の元妻も申立期間は国民年金に未加入であり、納付意識が高かったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで

年金記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できない旨の回答があった。

私は、A社B支店を昭和45年6月に退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続をC市役所で行い、保険料は市役所若しくは金融機関の窓口で3か月ごとに3,600円ぐらいを納付していたので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間は45か月と長期間である。

また、申立人は、申立期間について3か月ごとに3,600円ぐらいの国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料額とは大きく異なっている。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和43年5月1日に被保険者資格を喪失し、47年11月16日に資格を再取得したことが記録されていることから、申立期間のうち45年7月から47年10月までは、納付書が発行されることは無く、納付書により保険料を納付する機会は無かったものと考えざるを得ない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年3月まで

私は、昭和49年6月に会社を退職後、国民年金に加入した。

申立期間については、当時商売も順調で、夫婦二人分の国民年金保険料を集金に来ていた金融機関の職員に納付していたはずであり、妻の分の納付記録しか無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、会社退職直後の昭和49年6月にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は50年12月10日であること、及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、49年6月に国民年金に加入手続をしたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を当時集金に来ていた金融機関職員に夫婦二人分を併せて納付したと主張しているが、申立期間は過年度納付期間となるどころ、申立人は過年度納付をした記憶は無い上、申立人については申立期間直後の昭和50年4月から同年12月までの保険料を同年11月22日に一括納付し、申立人の妻については3か月ごとに納付していることがそれぞれ確認できることから、申立期間の保険料について夫婦同時に納付していたとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から53年2月まで

昭和45年9月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、それまで国民年金保険料を納付してきた夫及び義母の分と併せて、3人分の国民年金保険料を郵便局又は銀行で納付した。当時の領収書等は残っていないが、申立期間について保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月ごろにA市役所で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、当該番号前後の任意加入者に払い出された番号から、53年5月ごろに払い出されたものと推定できるほか、A市の国民年金被保険者名簿兼検認カードにも53年5月18日届出と記録されていることから、申立人はこの時点で国民年金の加入手続をしたものと推認でき、年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日(昭和53年3月1日)」は、当該払出時期からさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできず、申立人の申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人には申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無い。

さらに、申立人は国民年金に加入した当初から、夫婦及び義母の国民年金保険料を納付書によって郵便局又は銀行で納付したとしているが、A市が納付書による収納を開始したのは昭和47年4月以降であり、45年9月の時点では、A市の保険料の収納方式は印紙検認方式であること、申立人の夫の45年9月

から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料は未納であり、その夫には、ほかにも未加入期間が認められることからみて、申立人が夫婦及び義母の 3 人の保険料を同時期に納付していたものとは考え難い。

加えて、申立期間は 90 か月と長期間であり、申立期間以外にも未加入期間が認められるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から44年3月までの期間、44年6月から46年3月までの期間、48年8月から49年3月までの期間、49年6月から50年1月までの期間、55年8月から同年12月までの期間及び56年9月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から44年3月まで
② 昭和44年6月から46年3月まで
③ 昭和48年8月から49年3月まで
④ 昭和49年6月から50年1月まで
⑤ 昭和55年8月から同年12月まで
⑥ 昭和56年9月から59年3月まで

申立期間①の当時は、私は学生であったため、父がA町役場で加入手続をして国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②から⑥については、未納が無いように自分で保険料の納付を行ってきたので、納付した事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿から昭和53年2月1日に払い出されたことが確認でき、申立人の国民年金の加入手続はそのところに行われ、同手帳に記載された「初めて被保険者となった日（昭和52年4月1日）」は、当該払出時期からさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、同手帳の国民年金の記録欄には、申立人の国民年金被保険者資格取得及び喪失の日付が記載されており、その横に「C市」のゴム印が押されていることから、申立人が昭和59年3月にC市へ転居して国民年金被保険者資格の

再取得手続を行った際に、申立人の資格記録がさかのぼって整理されたものとみられ、それまで適切に届出が行われていなかった状況がうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録は、昭和 59 年 11 月 20 日に申立期間②から⑥までの期間に係る国民年金被保険者資格取得及び資格喪失の記録が整理されており、年金手帳の資格記録の整理の状況と一致するほか、申立期間②に係る資格取得日については、厚生年金保険の加入記録が追加されたことから、平成 18 年 4 月 13 日に訂正処理（当初：昭和 44 年 4 月 1 日、変更：昭和 44 年 6 月 29 日）されていることが確認できる。

このことから、昭和 59 年 11 月の時点では、申立期間①については、国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付できず、申立期間②から⑤までの期間、及び申立期間⑥のうち 56 年 9 月から 57 年 4 月までの期間については、時効により保険料を納付できない上、申立期間⑥のうち 57 年 5 月から同年 12 月までの期間は、申立人は海外に出国しており、当該期間は国民年金の未加入期間となり、保険料を納付できない。

加えて、申立人には申立期間当時の納付方法、納付状況等に係る明確な記憶が無い上、さかのぼって保険料を納付した記憶も無いほか、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1029

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年11月まで

私は、昭和50年2月に退職する際、会社から国民年金の加入を勧められ、同年3月に自分で国民年金の加入手続をした。私の国民年金保険料は、妻と一緒に納付していたので、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月に国民年金に加入し、同年4月に申立期間に係る国民年金保険料を金融機関で一括納付したと主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録によると、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、52年5月に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続はこのころに行われ、その時点で51年3月1日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付は申立人の妻が行ったとしており、申立人自身は関与しておらず、その妻から聴取したところ、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況について記憶が明確でなく、保険料を後からさかのぼって納付した記憶も無いなど保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 5 月に会社を閉鎖した際、税理士から国民年金の説明を受けたので、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、会社閉鎖前に加入していた C 共済から得た退職金を元にまとめて納付した。

申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 8 月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人に過年度納付を行った記憶は無く、納付額に関する具体的な記憶も無い。

さらに、申立人が C 共済制度を利用したとする D 信用組合 E 支店（現在は、F 信用組合 E 支店）においても、申立期間当時に申立人が同制度を利用していたか否かについて、資料等は保管されていないため不明としている上、同制度を運営する G 社は、加入者自身からの照会以外は加入の有無や退職金の支払い状況を回答できないとしていることから、申立期間当時の状況を確認することができない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は申立期間後の昭和 63 年度及び平成元年度の保険料を平成 2 年 1 月及び同年 12 月にそれぞれ過年度納付したことが確認できることから、申立人がまとめて納付したとする保険料は、昭和 63 年度及び平成元年度の保険料であった可能性が考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 26 日から 46 年 3 月 1 日まで
昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで A 社で B 職の責任者として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 45 年 9 月 26 日になっており納得できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 57 年 1 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業登記簿謄本によると 59 年 12 月 3 日に清算されている上、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、申立人と一緒に勤務していたとするものの、申立人の勤務期間についての記憶が無く、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることができない上、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間に係る申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

さらに、当該事業所において申立期間当時に厚生年金保険の加入記録がある同僚 4 人に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの一人は「当時、B 職担当者から報告を受け日誌の作成業務を行っていたが、申立人を覚えていない。」と供述している上、複数の同僚が当時の事務担当者であったとしている事業主の妻は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事

実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いと回答を受けた。

昭和20年4月1日にA社B支店に採用されて、63年3月31日まで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿の写しにより、申立人が昭和20年4月1日から63年3月31日まで当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社では、「申立期間当時は支店ごとに社会保険事務を行っており、厚生年金保険の適用等は支店の判断で行っていたが、B支店では、当時の資料は廃棄していることから詳細は不明である。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる同僚8人のうち、当該事業所において入社年月日が確認できた5人（3人は入社年月日不明）全員について、申立人と同日の昭和20年4月1日に入社していることが確認できたことに加えて、これら同僚のうち所在の特定ができた一人に照会した結果においても、「私は、昭和20年4月から勤務していた。正確な記憶ではないが、入社後、少ししてから厚生年金保険料が引かれるようになったと思う。」と供述していることから、申立期間当時の当該事業所のB支店では入社2か月後に厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行っていたものと推認できる。

さらに、申立人及び上述の同僚 8 人について、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿と厚生年金保険被保険者番号索引票の資格取得日は昭和 20 年 6 月 1 日と記載されており、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 4 日から 41 年 8 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、A社B支店から同社C支店に転勤した時に、両親に健康保険の遠隔地被保険者証が出ていた。また、当時のC支店長であった者が、私が辞める41年8月に、「仕事を代わってやっておくから、8月の同窓会に行ってもよい。」と言われたのを記憶している。これらのことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の上司の供述から判断すると、退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社D支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、昭和39年8月10日から40年8月4日までの期間は、当該事業所において雇用保険に加入していることが確認できるが、申立期間の一部期間を含む同年10月1日から44年8月31日までの期間は別の事業所（E社）での加入記録が確認できる。

また、A社に照会したところ、「当社が保管する職員名簿に、『昭和39年8月10日に当社F職に就任（入社日は不明）、その後、CのG事務に移り、40年8月5日にH職転向』との記載がある。当時の厚生年金保険の適用については、職種により適用の可否を判断しており、H職の者は出来高歩合制でI職報酬となり、拘束時間や就業時間の定めも無かったことから、社会保険に加入させていなかった。また、給与から厚生年金保険料の控除もしていない。」との回答を得ている。

さらに、申立人が名前を挙げた上司二人のうち、一人は既に死亡しており、生存が確認できた、当時C支店長だった者は、「A社C支店の支店長として昭

和 40 年ごろに勤務していた。当時、申立人も勤務していたと思うが、勤務期間は分からない。職員の厚生年金保険の適用関係については不明である。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、当該上司は、申立人が勤務していたことの申立て理由として挙げている 41 年 8 月には、別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 4 日までの期間は当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立期間については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、申立期間中に雇用保険の加入記録がある E 社に照会したところ、「申立人は当社に勤務していたが、関係資料が無く、勤務していた期間については分からない。厚生年金保険の適用状況については不明である。」との回答であり、申立人の同社での入社日の特定はできなかつた上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人に係る昭和 41 年 8 月 1 日付けの厚生年金保険の被保険者資格取得の記録が確認できるが、40 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 31 日までの厚生年金保険の加入記録は確認できない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 12 月ごろまで
② 昭和 44 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで
③ 昭和 45 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで
④ 昭和 46 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで
⑤ 昭和 47 年 4 月ごろから同年 12 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。

昭和 43 年 4 月 1 日に A 社に入社し、以後 5 年間は B 職の仕事をしていた。当時、職業訓練所を卒業して当該事業所に入社した同期の者は 8 人いた。冬期間の 1 月から 3 月までは失業保険を受給していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に照会したところ、「当時の関係書類は既に廃棄しており、申立人の勤務状況等については不明である。従業員の厚生年金保険の加入については、C に勤務する一般職員の者は、昭和 39 年から 44 年ごろまでは毎年 5 月から 10 月まで厚生年金保険に加入させており、45 年以降はその加入期間を少しずつ延ばしてきた。しかし、B 職の従業員は当時、D 健康保険に加入させており、厚生年金保険には加入させていなかったため、給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」との回答を得ている。

また、申立人は、当該事業所の入社時に 8 人の同期の者がいたと申し立てており、そのうち 7 人の名前を挙げているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、7 人全員について当該事業所での厚生年金保険の加入記録が無い上、これらの者の特定ができず、所在の確認もできないことから、申立てに係る供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、「社員は厚生年金保険に加入させてもらっていたが、B職の従事員は社員職ではなかったため、厚生年金保険には加入させてもらっていなかったと思う。当時、社員職以外の者は、D健康保険に加入していたと思う。」と述べており、同人の供述内容は事業主の説明内容と一致することから、当時、事業主は、当該事業所でB職に従事する者を、D健康保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させなかったことが推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険原票を確認したが、すべての申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の加入記録においても、申立期間における申立人の記録は存在しない。

その上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から42年8月1日まで
平成20年ごろ、社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の被保険者期間に算入されないとの回答があった。

私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年8月の前後2年以内に資格喪失した者13人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4人は資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた二人は、いずれも事業所が請求手続をしたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年10月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 6 月 21 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 6 月の前後 2 年以内に資格喪失した女性 35 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、28 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 27 人は資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定されている上、連絡先が把握できた一人の者は、事業所に手続を依頼して脱退手当金を受給したと供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 7 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から39年1月14日

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無い。調査をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年1月の前後2年以内に資格喪失した女性19人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18人に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立人の資格喪失日である同年1月14日に資格喪失した者10人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、10人全員が資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金支給記録のある複数の同僚から事業所で代理請求していたとの供述があることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年3月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 16 日から同年 9 月 20 日まで
A社発行の手帳に記載されているとおり、申立期間はB社に勤務していた。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社発行の手帳及び同社が保存している申立人に係るC技能者手帳原簿により、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び申立人が一緒に勤務していたという同僚も死亡等により所在が確認できないため、申立人に係る厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、A社が保存しているD事業認証申請書には、申立期間当時の当該事業所の従業員数が6人と記載されているが、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していた者は最多でも3人であることから、当該事業所は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の記録により、昭和43年9月26日に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる二人に照会したところ、「厚生年金保険の加入状況については記憶に無いが、実際は被保険者資格喪失日以降も勤務していた。」と述べており、そのうち一人は、「入社して2か月程度経過してからは、給与を支払ってもらえなかった。」と述べている。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立事業所における申立人の記録

は存在しない。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月ごろから同年12月ごろまで
② 昭和31年2月ごろから同年12月ごろまで
③ 昭和32年2月ごろから同年9月12日まで
④ 昭和32年10月22日から同年12月ごろまで
⑤ 昭和33年2月ごろから同年12月ごろまで
⑥ 昭和34年2月ごろから同年12月ごろまで

昭和30年から34年までの毎年2月ごろから12月ごろまでA社で働いていた。2月ごろからはB業務又はC業務の準備をしており、4月ごろからC業務、8月ごろからD業務又はE業務をしており、業務が終わるのは11月か12月だった。乗っていた船舶名は、F船、G船、H船だったが、いつからいつまでどの船舶に乗っていたかは記憶していない。

社会保険事務所の記録を確認したところ、昭和32年9月12日から同年10月22日までの船員保険の加入記録は確認できたが、それ以外は船員保険に加入していないことになっている。

船員保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、船員手帳を所持しておらず、すべての申立期間に船舶に乗っていた事実を確認することができない上、申立人も、F船、G船、H船に乗っていたとしているが、いつからいつまでどの船舶に乗っていたかは記憶していない。

また、申立人が乗船していた時のI職だったとして名前を挙げている3人は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や船員保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、A社は既に廃業しており事業主も死亡しているが、申立期間当時に

J職として船員保険関係事務をしていた者に照会したところ、「申立人が勤務していたことは知っているが、どの船舶に乗っていたかまでは記憶に無い。船は7隻程度所有していたが、20トン未満が多く、漁も沿岸が多かったので船員保険には大半が加入していなかった。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、所有する全ての船舶の操業について船員保険に加入していたとは言い難い状況がうかがわれる。

- 2 F船について、社会保険事務所の記録によると、申立人がI職として名前を挙げている者は、すべての申立期間のうち昭和32年8月12日から33年4月7日まで船員保険の加入記録が確認できるが、この期間は申立人が作業したことのないK業務であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から当該事業所において船員保険の加入記録が確認できる者で当該船舶にも乗っていたことが判明した二人に照会したところ、一人は「申立人のことは覚えていない。」としており、他の一人は「申立人は知っているが、同じ船舶に乗ったことは無い。」と述べており、二人の船員保険の加入記録を確認したところ、当該船舶と思われる記録は見当たらない。

- 3 G船について、社会保険事務所の記録によると、申立人がI職として名前を挙げている者は、申立人の船員保険の加入記録が確認できる昭和32年9月12日から同年10月22日まではI職として乗船していたことが確認できるが、申立期間について33年11月1日から同年12月26日までしか船員保険の加入記録は確認できない上、当該期間はL職として乗船していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から当該期間に船員保険の加入記録が確認できる者に照会したところ、「昭和33年4月から同年11月までの期間及び34年4月から5月までの期間は当該船舶に乗船していた。自分は当該船舶しか乗船しておらず、申立人と一緒に仕事をした記憶はあるが、乗船期間までは記憶に無い。」と述べており、船員保険の加入記録も33年11月1日から同年12月26日までの期間以外は確認できない。

- 4 H船について、社会保険事務所の記録から昭和30年5月27日から同年8月23日まで作業（船員保険被保険者14人）していることが確認できるが、I職は申立人が名前を挙げている者とは別人であり、社会保険事務所の記録から当該期間に船員保険の加入記録（H船）が確認できる二人に照会したところ、一人は「申立人と同じ船舶に乗ったことはあるが、船舶名及び期間は記憶していない。」、他の一人は「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

一方、申立人がI職として名前を挙げている者の社会保険事務所の記録を確認したところ、昭和31年4月10日から32年8月12日までの期間はH船の船長として、33年5月2日から同年8月30日までの期間、同年9月12日から同年10月30日までの期間及び同年12月2日から40年12月28日までの期間は船舶名は不明であるが、I職としての記録が確認できる。

しかしながら、当該期間に船員保険の加入記録が確認できる複数の者に照会

したところ、申立人と同じ船舶に乗ったことがあると記憶しているものの、乗船期間、船舶名及び作業までは記憶していない者、申立人の名前を記憶していない者、申立人とは一緒に乗船したことは無いとしている者等で申立人の乗船期間及び船員保険の加入状況等の供述を得ることができない上、これらの者の社会保険事務所の記録を確認したところ、船員保険に加入しないで乗船していた期間が見受けられる。

- 5 すべての申立期間について、申立人が船員保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も船員保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所の当該事業所の船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月ごろから 34 年 4 月ごろまで
② 昭和 34 年 9 月ごろから 35 年 4 月ごろまで
③ 昭和 35 年 9 月ごろから 36 年 4 月ごろまで

昭和 33 年から 36 年まで、毎年 9 月ごろから翌年の 4 月ごろまで A 社に勤務していた

昭和 37 年に同事業所に再度勤務したが、その時は厚生年金保険に加入している。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間当時、B 職をしていた 3 人に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間のいずれかに当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、事務職等の 1 年以上継続して勤務している者が大半を占めており、申立人のように、1 年のうちの一部の期間について被保険者記録が繰り返し確認できる者は、昭和 36 年以降しか存在せず、そのうち二人に照会したところ、「申立期間に勤務していたが、厚生年金保険の加入については、まったく記憶していない。」と述べていることを踏まえると、当該事業所において、1 年のうちの一部の期間のみ繰り返し勤務する者を厚生年金保険に加入させるようになったのは、36 年以降であると推測さ

れる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたという同僚二人についても、一人は昭和37年2月10日からのみ厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、他の一人は当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月ごろから23年4月ごろまで
② 昭和23年6月ごろから27年5月ごろまで

申立期間①については、A施設のBという部門でCを作っていた。

申立期間②については、D施設のE作業員として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人と同じくBのビル内で勤務していたという同僚の供述により、時期は特定できないものの、申立人が、A施設のBにおいてFの仕事に従事していたことは推認できる。

一方、当時、G施設に勤務する従業員の労務管理については、G施設の所在する都道府県におかれたH事務所において行われていたところ、昭和23年12月1日I通知に基づき、全国のH事務所は24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、当該事業所は、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認でき、申立人が一緒に勤務していたという前述の同僚も、申立期間①において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、J事務所の記録を確認するためK局に照会したが、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険加入記録は確認できない。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚に照会したが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得る

ことはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた二人に照会したが「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されていない。

なお、申立期間②のうち昭和26年7月1日以降の期間については、同年7月3日L通知により、MのN業務に使用される労働者は、日本政府の作業員としての身分を喪失し、Mとの直庸契約に変わったため、B以外に使用される者は厚生年金保険の強制被保険者とはならないものとされている。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで
中学校を卒業後の昭和 35 年 4 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入年月日は 39 年 3 月 1 日になっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間中から継続して A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、A 社として昭和 36 年 9 月 1 日、B 社として 37 年 1 月 23 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 49 年 7 月 1 日、B 社は 56 年 10 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人に係る保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人は、既に死亡、又は所在不明により、申立人の申立てに係る供述を得ることができない上、社会保険事務所の記録によると、当該 4 人のうち二人は A 社において昭和 36 年 9 月 1 日に、他の二人は B 社において 37 年 1 月 23 日にそれぞれ厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、これ以前に申立期間において厚生年金保険被保険者であった記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において A 社及び B 社に

において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 14 人に照会したが、申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる供述等を得ることはできず、このうち昭和 26 年から当該事業所に勤務し、B 社において、厚生年金保険の新規適用年月日である 37 年 1 月 23 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが社会保険事務所の記録により確認できるとともに、当該事業所が法人となった 41 年 7 月から取締役であったことが商業登記簿謄本により確認できる者は、「A 社には、C 職、D 職及び E 職などの仕事があり、従業員は全部で 100 人ぐらいいはいたが、厚生年金保険に加入させたのは、そのうち 3 分の 1 ぐらいいだったと思う。加入については個人ごとに判断していた。入れ替わりの激しい職種なので、入社しても加入まで半年、1 年、3 年ということもあった。また、給料の手取りが減るので、加入しないという者もいた。」と述べているところ、社会保険事務所の記録によると、A 社において、新規適用年月日である 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となった者は 9 人、B 社において、新規適用年月日である 37 年 1 月 23 日に厚生年金保険の被保険者となった者は 26 人であることが確認できる上、前述の同僚が名前を挙げた他の同僚についても社会保険事務所の記録により、両事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できない者や、自身の記憶する入社時期から 1 年以上経過してから厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が存在する。

なお、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、これ以前に申立期間において被保険者であった記録は確認できない上、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番も見られないことを踏まえると、事業主は、申立人については、A 社において 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと考えられる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無いです。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで
A社の社長が「我が社は規模は小さいが、厚生年金保険に加入している。」と自慢していたことが、入社動機の一つであった。入社と同時に寮に入ったが、夜は寒く、入社第一日目の現場には雪が残っていたと記憶しているので、8月入社はあり得ない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間中から継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 58 年 7 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人に係る保険料控除の事実について確認することができない。

また、i) 前述の同僚は、「厚生年金保険には、入社後 3 か月から半年経過してから加入した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、自身の記憶する入社日から約 3 か月後に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できること、ii) 社会保険事務所の記録により、申立人と同日の昭和 52 年 8 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者について、申立人は、自分より先に入社していたとしていること、iii) 申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた者の中にも、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない者が存在することを踏まえると、

事業主が何らかの基準により従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、資格取得日は昭和 52 年 8 月 1 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月ごろから 58 年 10 月ごろまで
昭和 52 年 2 月ごろから 58 年 10 月ごろまで、A 県 B 市にあった C 社において、D 職として勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、加入記録は無いとの回答があった。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の従業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述内容から判断すると、申立人が申立期間のうち昭和 52 年 12 月ごろから最長でも 56 年 7 月ごろまで、歩合給制の D 職として C 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所からは、「申立期間当時、D 職の者は歩合給制であり、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」との回答があった上、申立期間当時の事務担当者からも、「私が当該事業所の厚生年金保険の事務を担当していた当時、申立人が勤務していたのを覚えている。申立人は、D 職であったため、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、保険料も控除していない。」との供述があった。

また、申立人が同期入社と同僚として名前を挙げた同僚一人からは、「私は、昭和 52 年の春か夏ごろに当該事業所に D 職として入社し、56 年 9 月に退職した。申立人は、私が入社してから半年ほど後に入社し、私が退職する前に当該事業所を退職しており、当該事業所における勤務期間は、私よりも短かった。申立期間当時、D 職の者は歩合給制であり、部長より下の役職の者は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。私は

55 年にE職になり、この時初めて厚生年金保険に加入したが、申立人は、E職になっていないため、厚生年金保険に加入していないと思う。」との供述があった。

さらに、申立人は、申立人と同じD職であった同僚7人の名前を挙げているが、このうち、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できるのは、先の営業部長となった同僚一人のみとなっており、ほか同僚6人は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できるその他の同僚6人に照会したが、いずれもF職、G職又はH職であったとしており、D職の者は確認できず、これは先の事業主、事務担当者及び同僚の供述と符合する。

2 なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同姓同名の者が、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、この者の記録は、i) 申立人の生年月日と年は一致するものの、月日が異なっていること、ii) 社会保険事務所の記録にある被扶養者の名前が申立人の当時の被扶養者の名前と異なっていること、iii) この者の厚生年金保険の被保険者資格期間が、申立人の申立期間と異なっている上、当該期間には、社会保険事務所の記録から、申立人が別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚一人を含む同僚4人が、当該事業所には、申立人以外に申立人と同姓同名の者が勤務していたと供述していること、v) 同僚が記憶していた申立人と同姓同名の者から、「私は、当該事業所に勤務していた。社会保険事務所の記録にある生年月日は、私の生年月日と一致している。また、被扶養者の名前も私の妻及び長男の名前である。」との供述があったことから、申立人と同姓同名の者の記録は、申立人とは別人の記録であると認められる。

3 また、社会保険事務所が保管する、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、上記の申立人と同姓同名の別人の記録を除き、申立人の名前は記載されておらず、一方、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立人も、厚生年金保険料を給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いほか、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

4 これら、申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 23 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 38 年 5 月 23 日から平成 16 年 3 月 31 日まで A 市 B 局に勤務した。

当該事業所における勤務期間のうち、昭和 38 年 5 月 23 日から同年 9 月 30 日までは、臨時的任用職員として勤務し、同年 10 月 1 日に本採用となり、同日から A 職員共済組合の被保険者となった。

社会保険事務所に臨時的任用職員として勤務した期間について、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、厚生年金保険に加入していないとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 局の人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「A 市 B 局では、申立期間当時、本採用となり、A 市職員共済組合の被保険者資格を取得するまでの研修期間の職員について、臨時的任用職員として雇用していた。しかし、当時の関係書類が無いため、臨時的任用職員の厚生年金保険の取扱いについては、不明である。」としている上、当時の社会保険事務の担当者を特定できないことから、申立人の厚生年金保険の適用について確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同期入社で同職種の同僚 6 人は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、これら同僚のうち、連絡が取れた同僚 3 人は、いずれも「臨時的任用職員として勤務した期間の厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と供述しており、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることがで

きなかった。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間の前後にA市職員共済組合の被保険者として記録が確認できる同僚48人（申立人を含む）について、臨時的任用期間における厚生年金保険の加入状況をみると、昭和39年6月以前に同共済組合の被保険者となった同僚43人は、いずれも厚生年金保険の被保険者として記録が確認できないのに対し、同年8月以降に同共済組合の被保険者となった同僚5人は、いずれも厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる。

このことから、当該事業所では、昭和39年8月以降に同共済組合の被保険者となった同僚から、臨時的任用職員として勤務した期間について厚生年金保険に加入させるようになったものと推測され、申立人については、38年10月に同共済組合の被保険者となっていることから、当該事業所では、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

なお、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月から 7 年 3 月 31 日まで

A社B営業所の社員として、作業場の管理や整理の仕事に従事した。当該事業所から給与が振り込まれた記録のある預金通帳を持っている。給与明細書は廃棄したが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所の保管する「従業員入社年月日別一覧表」により、申立人は、申立期間の一部である平成 7 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所では「健康保険厚生年金保険は、2 か月以上働く見込みがある者を加入させていた。申立人は、それ以外の臨時雇用であったため、被保険者資格を取得させていなかった。」とし、給与からの厚生年金保険料の控除についてもこれを行っていなかったとしている。

また、申立人の申立期間に係る健康保険証は、申立人が申立期間直前まで勤務していたC社が加入しているD健康保険組合の任意継続被保険者として同組合から交付されていることが、同組合の被保険者記録から確認できる。さらに、A社B営業所が政府管掌健康保険の対象事業所であったことと併せて考えると、申立人が当該事業所において厚生年金保険のみ加入していたとは考え難い。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、社会保険庁のオンライン記録から申立期間に当該事業所で厚生年金保険の加入記録がある 6 人に照会したところ、5 人から回答があったが、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった上、同記録では、申立期間において申立

人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。